

平成24年3月30日
号外第4号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

教育委員会規則

- 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（1・教育庁総務課）……………1
- 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（2・教職員給与課）……………1

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 佐藤一成

秋田県教育委員会規則第一号

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三項の表中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十条第三項の表中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 佐藤一成

秋田県教育委員会規則第二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「扶養手当」の下に「地域手当」を加える。

第三十九条から第四十五条までを次のように改める。

（本章の規定により難い場合の措置）

第三十九条 特別の事情により本章の規定によることができない場合又は本章の規定によることが著しく不適当であると認められる場合には、教育委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第四十条から第四十五条まで 削除

第五十四条中「扶養手当」の下に「地域手当」を加える。

第四章の章名中「扶養手当」の下に「地域手当」を加える。

第五十七条の七及び第五十七条の八を削る。

第五十七条の六中「第十五条の二第二項第一号」を「第十五条の三第二項第一号」に改め、「教育委員会が」の下に「人事委員会と協議して」を加え、同条を第五十七条の八とし、第五十七条の五の次に次の二条を加える。

（地域手当を支給する地域及び級地）

第五十七条の六 条例第十五条の二第二項前段に規定する教育委員会が人事委員会と協議して定める地域は、別表第十の七に掲げる地域とする。

2 条例第十五条の二第三項に規定する教育委員会が人事委員会と協議して定める級地は、別表第十の七に定めるとおりとする。

（地域手当の支給）

第五十七条の七 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 条例第十五条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。条例第二十条第二項、第二十二條第四項及び第五項並びに第二十三條第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

第五十七条の八の二中「第十五条の二第一項第二号」を「第十五条の三第一項第二号」に、「第五十七条の六第一号」を「第五十七条の八第一号」に改める。

第五十七条の八の三中「第十五条の二第一項第二号」を「第十五条の三第一項第二号」に、「教育委員会の」を「教育委員会が人事委員会と協議して」に改める。

第五十七条の十一第一項、第五十七条の十二第一項、第五十七条の十四第一項及び第五十七条の十五中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第五十八条の十三の次に次の一条を加える。

(へき地学校等)

第五十八条の十四 条例第十七条の二第二項に規定するへき地学校等は、へき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部省令第二十一号)に定める基準に該当する学校等とする。

第五十九条から第五十九条の三までの見出し中「指定基準」を「指定」に改める。

附則第九条の次に次の一条を加える。

第十条 条例附則第二項第二号、第五号及び第六号並びに附則第四項に規定する地域手当の月額に一月未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

別表第十の六の次に次の一表を加える。

別表第十の七 (第五十七条の六関係)

支 給 地 域	級 地
広島県安芸郡府中町	五級地

別表第十三の一級地(昭和三十七年五月一日指定)大葛小学校の項を削る。

別表第十三の五の平成十四年一月一日指定の項並びに平成二十二年四月一日指定大沢郷小学校の項及び西仙北西中学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県
購読料金 一ヶ月3,675円(税込み)
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号
秋田市山王七丁目5番29号
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 巧